

平成19年10月23日

税制改正に関する要望書

社団法人国立大学協会 会長 小宮山 宏
公立大学協会 会長 佐々木雄太
日本私立大学団体連合会 会長 安西祐一郎

(高等教育への投資は国家戦略)

我が国が、今後とも、地球環境問題や資源問題など世界的規模の課題解決や社会・経済のさらなる発展に向けて、国際的牽引力を有し、国際社会における重要な地位を占めていくためには、その基盤となる「知」の創造と人材の育成が必要です。そのためには、我が国の大学が、国際的知的優位性を確保するとともに、我が国の発展を支える人材を多数輩出していくことが、我が国にとって最優先の国家戦略と考えます。

しかし、現状をみれば、我が国の高等教育への公財政支出は約2兆円、GDP比では0.5%と先進諸国の中で最低レベルとなっております。世界のGDPの約11%を占める我が国にふさわしい規模を考えれば、今後20年間のうちに公財政支出5兆円、GDP比1%を実現することが必要と考えます。

このため、大学の基盤的経費を十分に措置することを求めます。

(民間寄付を促すための抜本的な税制改正を)

その一方で、我が国の財政が厳しい状況にあることを鑑みれば、大学として財源の多様化を積極的に進め、自己努力により運営資金を確保していくことは当然であります。

諸外国の例でも、大学運営の主要な財源として、企業や個人など民間からの寄付金を多く受け入れている状況です。我が国には米国等の諸外国のような寄付文化は十分には根付いていませんが、寄付に係る抜本的な税制改正を講じることにより、潜在的な寄付意思を刺激することで大きな財源を新たに発掘することができると考えます。そうした新税制は、国にとっては新たな財源となり、大学にとっては外部資金獲得のための強力な支援策となります。

以上のことから、我が国の大学を代表する立場として、下記の実現を強く求めるものです。

記

- 大学に対する企業や個人からの寄付に関し、新たな財源を発掘し、公的支援に振り向けるために、寄付者に強力なインセンティブを明示できる、新たな寄付関連税優遇制度を創設すること。

(1) 所得税

個人からの寄付金にかかる所得控除限度額の上限（所得の40%）を米国並みの50%まで拡大すること。また、所得控除限度額の上限を超えた場合についても、5年間を限度に繰り越して控除することを可能とすること。

(2) 法人税

企業等からの寄付金について、新たに税額控除制度を創設すること。

(3) 相続税

個人からの相続財産の寄付について、新たに税額控除制度を創設すること。
(残余の相続財産にかかる相続税からの税額控除)

以上